

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年3月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
株式会社タカギ	高 城 いづみ	福岡県北九州市小倉南区堀越413	令和7年3月8日